

財産に関する調書

令和3年12月31日現在

		価 額	摘 要
資 産	現金・預金		
	有価証券		
	未収入金		
	貸付金		
	土地		
	建物		
	備品		
	権利		
	貸倒引当金	△	
	その他		
	計 (A)		
負 債	借入金		
	未払金		
	前受金		
	その他		
	計 (B)		
(A) - (B)			

(記載上の注意)

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。